空き家バンク制度利用チェックシート(所有者編)

申請をする前に下記の項目をご確認ください。すべてチェックができた場合のみ申請ができます。

チェックが済みましたら確認者氏名に署名し、申請書と併せてご提出ください。

	項 目	エーック
空き家の状況確認		チェック
1	登録しようとしている空き家は「居住を目的として建てられた建物」です。 ※賃貸及び売買を目的として建てられた建物や店舗は対象外になります。 ※店舗併用住宅の場合は登録可能です。	
2	申請人は、空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有しており、建物の登記も完了しております。 ※申請人が上記以外の方の場合には、委任状(様式自由)が必要となります。	
3	家屋及び土地には、抵当権が設定されておりません(もしくは現在解除済)	
4	空き家及び敷地は適正に管理されております。	
5	登録しようとしている空き家は、業者等に媒介の依頼をしておりません。 ※宅地建物取引業者(以下「宅建業者」という。)と媒介契約を締結している 場合は、物件登録は行えません。	
	登録に関する注意事項への同意	
1	交渉・契約等の媒介は、市が協定を締結している宅地建物取引業協会に登録されている 宅建業者が行います。 ※宅地建物取引業法で定められた媒介手数料が発生します。	
2	物件登録申請後、市及び宅建業者が建物の調査をする際、立会いをしていただきます。 ※事情により立会いができない場合は、代理の方に立会いを依頼することも可能です。	
3	調査の結果、建物の状態・権利関係によっては登録できない場合があります。	
4	物件登録がされると、建物の概要・写真・間取り等を市ホームページ及び窓口で公開することになります。	
5	利用希望者の登録があった場合は、建物所有者等の住所・氏名・連絡先等を提供することになります。	
6	利用希望者が登録されますと、利用希望者の情報が提供されます。この情報は利用目的 に沿って使用し、決して他の目的で使用することのないようにお願いします。	
7	市は、交渉・契約等で発生するトラブル等には一切関与しません。	
00	物件登録後未契約のまま2年が経過しますと、自動的に登録抹消となります。 再度登録を希望される場合には、再度登録申請が必要となります。	

令和 年 月 日

上記の件確認しました。

確認者氏名:

担当職員名: